

船舶インシデント調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年8月18日 10時00分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市三木埼南東方沖 三木埼灯台から真方位148° 3.0海里付近 (概位 北緯33° 55.9′ 東経136° 18.1′)
インシデントの概要	漁船にしまさ丸は、北進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年9月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 にしまさ丸、1.5トン ME3-65307号（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力20.00kW、使用燃料軽油、主機詳細仕様不詳 第243-40492号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、三木埼南東方沖で釣り場を移動しながら釣りを行った後、帰航する目的で北進中、主機の回転数が上がらなくなった。 船長は、主機を停止し、原因を調査したが特定できず、本船が潮流に流されたので、紀北町長島港南方沖で付近を航行していたプレジャーボートに救助を要請し、本船はえい航されて長島港に着岸した。 本インシデント後、機関修理業者は、主機に接続した発電機が脱落して主機冷却清水ポンプが停止し、主機の温度が上昇して過熱したと判断した。 本船は、発電機の取付け金具が腐食して折損していたことが判明した。 船長は、自宅に携帯電話を置いたまま出港していた。
分析	本船は、北進中、主機に接続した発電機の取付け金具が腐食して折損し、発電機が脱落して主機冷却清水ポンプが停止する状態となり、主機の温度が上昇し、過熱して主機の回転数が上がらなくなって運航不能となったものと考えられる。 本船は、発電機の取付け金具が経年劣化等により腐食に至ったもの

	<p>と考えられるが、船長から情報を得られなかったため、本船の整備状況等を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、北進中、主機に接続した発電機が脱落して主機冷却清水ポンプが停止して主機の温度が上昇し、過熱して主機の回転数が上がらなくなったことにより発生したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機に付属する補機についても点検、整備を定期的実施し、異常を認めた場合は交換または補修を行うこと。・ 出港する際は、携帯電話等を持参し、連絡手段を確保すること。